

全国児童福祉主管課長関係課長会議

(家庭福祉課 家庭福祉課母子家庭等自立支援室)

【目 次】

資料 1	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」 通知の施行についての一部改正新旧対照表 (案)	1
資料 2	児童養護施設における医療的支援体制の強化についての 一部改正新旧対照表 (案)	13
資料 3	児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進についての 一部改正新旧対照表 (案)	17
資料 4	「母子家庭対策総合支援事業費の国庫補助について」の 一部改正新旧対照表 (案)	27
資料 5	「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」の 一部改正新旧対照表 (案)	69
資料 6	「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」の 一部改正新旧対照表 (案)	79
資料 7	婦人保護施設における人身取引被害者に対する支援体制の 確保について (案)	87

平成 22 年 2 月 25 日 (木)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課・家庭福祉課母子家庭等自立支援室

○「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1 平成21年6月29日雇児発第0629001号の1 平成22年 月 日雇児発 第 号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1 平成21年6月29日雇児発第0629001号の1</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p>	<p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p>
<p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について (略)</p>	<p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。 おって、平成10年6月12日児発第456号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金について」通知の施行については、廃止する。 ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 暫定定員及び保護単価の設定について 第2 民間施設給与等改善費について 第3 教育費の取扱いについて 第4 見学旅行費の取扱いについて 第5 入進学支度金の取扱いについて 第6 特別育成費の取扱いについて 第7 医療費の取扱いについて 第8 就職支度費の取扱いについて 第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 第11 専門里親について 第12 親族里親について 第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について 第14 徴収金基準額等について 第15 児童入所施設における措置費等の経理について

改正後

第1 暫定定員及び保護単価の設定について

- 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）

（略）

現行

第1 暫定定員及び保護単価の設定について

- 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、各年度の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによって算定した数とその施設の定員に満たない場合においては、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。

なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。

算式1

〔前年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする） \div 30.4日 \div 12月（小数点以下の端数切り上げ） \times 1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式2

〔直近3年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする） \div 30.4日 \div 12月 \div 3年（小数点以下の端数切り上げ） \times 1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式3

〔前年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数 \div 12月（小数点以下の端数切り上げ） \times 1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式4

〔直近3年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数 \div 12月 \div 3年（小数点以下の端数切り上げ） \times 1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

- (注) (1) 1.11は90パーセント分の100パーセントで、10パーセント以上の開差は認めない趣旨であること。
 (2) その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が定めるものとする。こと。
 (3) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙(1)の様式による「事務費保護単価設定表(3)定員認定表」に明記しておくこと。
 (4) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その数の次にかっこを附し、暫定定員を明示（「定員〇〇名（暫定定員〇〇名）」のように。）すること。

改正後

2 事務費の保護単価の設定について

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

現行

2 事務費の保護単価の設定について

(1) 事務費の保護単価の設定に際しては、別紙(1)の「事務費保護単価設定表」を必ず備えておくこと。

(2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。

施設種別	職員	職員の定数	
児童養護施設	看護師	乳 児	1.7人につき1人
	児童指導員、保育士	1・2歳児	2人につき1人
		年少児	4人につき1人

(3) 児童養護施設の小規模施設加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに上記の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。

(4) 児童養護施設及び児童自立支援施設の職業指導員加算分保護単価は、それらの施設において、児童指導員及び保育士等が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に職業指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

職業指導員加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(2)の「職業指導員加算保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続きは、毎年度4月末日まで協議書を当省あてに送付すること。

なお、職業指導員は、協議により認定された者がいる場合に対象となるものであって人事異動、定年退職等により承認された者が、その施設にいなくなった場合には加算できないものであること。

おって、対象児童数が極端に少ないもの(保育士、指導員の1人当たりの受持数に満たない場合)、指導時間が極端に少ないもの、保育士、指導員以外の職員についても交付要綱の職種別職員定数表に掲げる員数を下回っているもの等は承認しない方針であるので、家庭支援専門相談員や個別対応職員等への振り替えを指導されたい。

(5) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、それ以外に平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(6) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

改正後

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が8名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇児発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
また、乳児院(定員40人以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員40人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

現行

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が10名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること。

(8) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価は、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設については平成18年6月27日雇児発第0627002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、母子生活支援施設については平成13年8月2日雇児発第508号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(9) 児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分保護単価は定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、それ以外に、児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇児発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

また、乳児院(定員50人以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員50人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(11) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価は、平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、特に処遇が困難なものが4人以上入所している施設であって、母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に母子指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

特別生活指導費加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(3)の「母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続は、毎年度4月15日までに協議書を当省あてに送付すること。

(13) 母子生活支援施設の保育機能強化加算は、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

改正後

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

3 事業費の保護単価の設定について
(略)

4 施設の新設に伴う事務費の支弁について
(略)

現行

(14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子指導員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子指導員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(15) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア担当職員加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(16) 児童養護施設の看護師加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(17) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の基幹的職員加算は、平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「基幹的職員研修事業の運営について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(18) 除雪費の使途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する経費であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。

3 事業費の保護単価の設定について

(1) 乳児院病虚弱等児童加算費保護単価は、平成10年6月12日児発第458号本職通知「乳児院病虚弱等児童加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数表並びに2の(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

4 施設の新設に伴う事務費の支弁について

(1) 施設の開所に際しては、事前の職員の雇用等各般の準備を必要とする実情にかんがみ、施設の開所日(実際に児童を入所させる日をいう。)は各月の初日に行うよう運用を図るものとし、その際、事務費に関しては、その開所月の前月分(ただし、1か月分の半額)についても支弁を行うことができること。

なお、自立援助ホーム及びファミリーホームの開所日については、実際に児童を入所させる日でなくても可能であること。

改正後

現行

第2 民間施設給与等改善費について
(略)

(2) 施設の新設又は拡張に伴う定員の認可にあたっては、児童相談所等と十分連絡し、措置児童等の具体的な入所計画を樹立し、設備の規模に関係なく、その計画に基づき段階的に認可するか、又は暫定定員を設けることとし、定員と現員との著しい開差を生じないように十分留意すること。

第2 民間施設給与等改善費について

1 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の（1）及び（2）により算定するものとする。

(1) 基本分

施設の区分	職員1人当りの 平均勤続年数	民間施設給与等 改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15	13	2
C階級	10年以上12年未満	13	11	2
D階級	8年以上10年未満	11	9	2
E階級	6年以上8年未満	9	7	2
F階級	4年以上6年未満	7	5	2
G階級	2年以上4年未満	5	3	2
H階級	2年未満	3	1	2

(2) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア スプリンクラー設備（「消防法施行令」（昭和36年3月25日政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している次の加算対象施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3パーセントを加算する。

イ 加算対象施設

乳児院

ウ 本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（5）管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類（消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写し）を添付し、県本庁に申請するものとする。

エ 県本庁は、申請書を審査し、設置の翌月から加算を適用するものとする。

オ 本加算分は平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第031201号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の3の（3）にいう限度額に含まれるものとする。

改正後

現行

- 2 施設の区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次により行うこと。
- (1) 算定の対象となる職員は、その施設に勤務するすべての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなして算定すること。
 - (2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であつて、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る)、婦人保護施設、児童福祉施設(自立援助ホーム及びファミリーホームを含み、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できるとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものであること。

- (3) その施設の職員1人当たりの平均勤続年数は、前記(1)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となつた職員数により除して得た年数をいうこと。
- (4) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその施設の職員の異動があつても、加算率の改定は行わないものであること。
ただし、1の(2)の管理費スプリンクラー設置加算分については、設備設置の翌月から加算することができるものであること。

第3 教育費の取扱いについて

- 1 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代の支弁に当たっては学校長の指定証明を徴すること。
- 2 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになっている用具類に限られること。
なお、特別支援学校の高等部の通学児及び児童自立支援施設の就学児については他の施策により教科書代の支給がない場合には、これを支弁して差し支えないこと。

第3 教育費の取扱いについて
(略)

改正後	現行
<p>第4 見学旅行費の取扱いについて (略)</p>	<p>第4 見学旅行費の取扱いについて 見学旅行費は、学校において児童の保護者よりその実施前に所要経費の全額を前納させる場合も考えられるので、見学旅行参加予定児童数及び見学旅行の時期等を考慮し、予め概算支弁する等実情に応じた措置をとること。 なお、見学旅行費は学校の最終学年の教育課程において実施される見学旅行の参加に要する費用に充てられるものであるが、上級学校進学又は就職等の関係で、例えば、中学校第2学年在学時において繰上げ実施される場合には、これを確認のうえ支弁して差し支えないこと。 また、見学旅行には疾病等による特別の事情がない限り参加させるよう配慮すること。</p>
<p>第5 入進学支度金の取扱いについて (略)</p>	<p>第5 入進学支度金の取扱いについて 入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年に入学し又は中学校第1学年に進学するものに対し支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。</p>
<p>第6 特別育成費の取扱いについて (略)</p>	<p>第6 特別育成費の取扱いについて 特別育成費の支弁対象となる児童は、別途本職通知「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」に基づき高等学校等に在学する児童及び高等学校第1学年に入学する児童とすること。 なお、この経費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意すること。</p>
<p>第7 医療費の取扱いについて (略)</p>	<p>第7 医療費の取扱いについて 医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。 1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。 2 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。 3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。 4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようにすること。 5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。</p>

改正後	現行
<p>第8 就職支度費の取扱いについて (略)</p>	<p>第8 就職支度費の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給すること。 なお、支弁に当たっては、雇用先の採用証明書等を徴すること。 2 特別基準については、就職支度費の支弁対象児童等のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。 (1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 (2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等
<p>第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて (略)</p>	<p>第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学進学等自立生活支度費は、施設において児童の大学等への進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付又は口座振込の方法で支給すること。 なお、支弁に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。 2 特別基準については、大学進学等自立生活支度費の支弁対象児童等のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。 (1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 (2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等 3 なお、日中に就業し、かつ、夜間に大学等へ就学するため措置が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。
<p>第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について (略)</p>	<p>第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 里親が乳児院、児童養護施設等または他の里親を活用して一時的な休息のための支援を受ける場合には、別途本職通知に該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。</p>
<p>第11 専門里親について (略)</p>	<p>第11 専門里親について 専門里親については里親の一形態であるので、専門里親手当を除き交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。</p>
<p>第12 親族里親及び養子縁組によって養親となることを希望する里親（以下「養子縁組前提里親」という。）について (略)</p>	<p>第12 親族里親及び養子縁組によって養親となることを希望する里親（以下「養子縁組前提里親」という。）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 親族里親及び養子縁組前提里親については里親手当は支弁しない（第12の2に該当する場合は除く。）。その他の規定については里親の一形態であるので、交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。

改正後

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について
(略)

第14 徴収金基準額等について
(略)

現行

- 2 養子縁組前提里親への里親手当に関する経過措置について
- (1) 平成21年4月1日(以下「施行日」という。)に現に子どもを受託しており、施行日前に養子縁組前提里親となる旨を申し出ている場合
施行日において現に子どもを受託している里親については、養子縁組前提里親となる旨を申し出ている場合、里親手当については施行日から1年間は34,000円を支弁すること(委託解除された場合を除く)。
- (2) 施行日に現に子どもを受託しているが施行日前に養子縁組前提里親となるか、養育里親となるか申し出していない場合
平成22年3月31日までの間に、養育里親研修を受講するか養子縁組前提里親となる旨を旨を申し出るかいずれかを選択すること。養育里親研修を受講するまでの間の里親手当は34,000円を支弁することとし、研修終了後の翌月からは72,000円を支弁すること。ただし、研修終了日が月の初日である場合は当該月から72,000円を支弁すること。
また、養子縁組前提里親となる旨を申し出た場合、里親手当については平成22年3月31日までの間、34,000円を支弁すること。
- 3 里親の認定及び里親手当の支弁等については、里親となることを希望する者に対し、平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」等の内容について十分な説明を行うこと。

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について

- 1 国庫負担金の交付の決定について
国は、入所施設分の措置費等について都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長からの申請に基づいて、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長に対し、都道府県分国庫負担金及び市町村分国庫負担金の年間分につき交付の決定を一括して行い第4・四半期において年間分の所要額調書を徴し必要な過不足調整を行い、年度末に交付の決定の変更措置がとられ、その年度における年間交付額の実質的決定がなされる予定であるので、都道府県知事は、都道府県及びその管内の市町村に対する国庫負担金の配分交付に当たっては、その申請内容及び過去の支出実績を十分検討の上、すみやかに交付の決定又は変更を行うこと。
なお、これに伴う支払計画の示達については、原則として各四半期単位に行う予定であるのでそのつどすみやかに市町村に対してこれを示達すること。
- 2 措置費等の支弁について
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び市町村がその支弁すべき施設に対して措置費を支弁する場合には、この費用の性質にかんがみ毎月その翌月分を概算支弁するように努めること。

第14 徴収金基準額等について

- 1 徴収金基準額について
- (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(母子生活支援施設及び助産施設に係るものについては中核市及び市町村を含む。この項において以下同じ。)において適正かつ簡明に行えるよう、表1の各月初日(月の途中に入所した者についてはその月の初日。この項において以下同じ。)の措置児童等(母子生活支援施設については世帯、助産施設については妊産婦。この項について以下同じ。)の属する世帯の課税階層の区分等に応じ、措置児童等1人当たりの基準額が定められていること。

改正後

現行

- (2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのもの（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）について、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。
- (3) その世帯の各階層区分の確認については、次によること。
- ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所に照合するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を徴して行うこと。
 - イ 当該年度分の市町村民税の課税状況の確認は、その市町村に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書を徴して行うこと。
 - ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村、税務署若しくは源泉徴収義務者に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書をそれらの機関から徴して行うこと。
 - エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認の方法、確認年月日、税額、階層区分、徴収金基準額、保護者からの実際の徴収金の額、以後の階層区分確認の経過等を記載した階層区分認定表を作成し、これを児童保護台帳等に添付しておくこと。なお、上記の書類には、その認定確認者の氏名及び押印の欄を設けること。
- (4) 課税階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。
 なお、4月から6月の間における当該年度分の市町村民税の課税状況及び1月から6月の間における前年分の所得税の課税状況を把握するにあたっては、その状況が不明である場合もあるので、各々、前年度分、前々年度の課税状況により認定を行うものとする。

2 私的契約児童に係る利用料について

措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等を全て措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等の1人当たり又は1世帯当たりの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されない（自立援助ホーム等における家庭裁判所による入所にかかる利用料は家庭裁判所からの委託費とする。）ものであること。

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
 (略)

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
 児童入所施設における措置費等の経理については、別に定めるところによること。

別紙(1)～(3) 略

別紙(1)～(3) 略

○児童養護施設における医療的支援体制の強化についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p>【一部改正】平成21年6月29日雇児発第0629001号の4 【一部改正】平成22年 月 日雇児発 第 号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p>【一部改正】平成21年6月29日雇児発第0629001号の4</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>1 趣旨 被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）の必要な児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>2 対象施設 医療的ケアを担当する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p>

改正後	現 行
(1) (略)	(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
(2) 児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が15名以上入所していること。 なお、平成20年度に対象となった施設のうち、対象人員が15名未満であっても都道府県知事等が必要と認める場合は対象施設として差し支えない。	(2) 児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が20名以上入所していること。 なお、平成20年度に対象となった施設のうち、対象人員が20名未満であっても都道府県知事等が必要と認める場合は対象施設として差し支えない。
(3) (略)	(3) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。
3 (略)	3 医療的ケアを担当する職員 医療的ケアを担当する職員は看護師とする。
4 (略)	4 運営の基準
	(1) 指定施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や継続的な医療管理を必要とする児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。
	(2) 指定施設の長は、最低基準に定める必要な職員定数のほか、医療的ケアを担当する職員を配置するものとする。
5 (略)	5 医療的ケアを担当する職員の業務内容
	(1) 継続的な医療的ケアが必要な障害児等の健康管理、緊急時における対応
	(2) 医師（又は嘱託医）との連携
	(3) 常備薬の管理、与薬
	(4) 病欠児、早退児の観察
	(5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応
	(6) 医療機関への受診及び行事の付添
	(7) 入所者の健康上の相談への対応
	(8) 感染予防
	(9) 緊急時における医療機関との連絡調整
	(10) その他
6 (略)	6 経費について この実施のための経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

改正後

現 行

(略)

別添様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 ㊟
児童相談所設置市

平成 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の指定状況について
標記について、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均
等・児童家庭局長通知の「2 対象施設」に基づき報告する。

1	施設名	
2	設置主体・経営主体	
3	定員 名	暫定定員 名
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数(単なる風邪等は除く) 名	
5	主な疾病（上位3つ）	(1) (2) (3)
6	いちばん重いと思われる疾病	
7	院内学級設置の有無	有り・無し (有りの場合) 分校・分教室
8	医師（又は嘱託医）との連携状況	
9	管内における当該施設の位置付け	

○児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進についての一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年 月 日雇児発第 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙1)</p> <p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u></p> <p>①定員40人以下の施設。 ②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙1)</p> <p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果</p>

(1) (略)

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3小規模グループケアまで指定できること。

①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。

②1 本体施設について、すでに2小規模グループケアの指定を受けている施設。

③都道府県等が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。

なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、1実施主体につき、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1施設指定できること。ただし、1実施主体において、施設種別を通じた総施設数が20施設を超える場合は、必要に応じさらに1施設指定できること。以下、同様に30施設増える毎にさらに1施設指定できること。

(3) ～ (5) (略)

を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

(3) ～ (5) (略)

新	旧
<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 <small>小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u> ①定員20人以下の施設。 ②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</small></p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 <small>小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</small></p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 <small>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 <small>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局)</small></small></p>

(1) (略)

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3小規模グループケアまで指定できること。

①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。

②1 本体施設について、すでに2小規模グループケアの指定を受けている施設。

③都道府県等が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。

なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、1実施主体につき、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1施設指定できること。ただし、1実施主体において、施設種別を通じた総施設数が20施設を超える場合は、必要に応じさらに1施設指定できること。以下、同様に30施設増える毎にさらに1施設指定できること。

(3) ～ (5) (略)

長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアの指定とすること。

(3) ～ (5) (略)

新	旧
<p>(別紙3)</p> <p>情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u> ①定員40人以下の施設。 ②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙3)</p> <p>情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果</p>

(1) (略)

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3 小規模グループケアまで指定できること。

①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。

②1 本体施設について、すでに2 小規模グループケアの指定を受けている施設。

③都道府県等が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。

なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、1 実施主体につき、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1施設指定できること。ただし、1 実施主体において、施設種別を通じた総施設数が20施設を超える場合は、必要に応じさらに1施設指定できること。以下、同様に30施設増える毎にさらに1施設指定できること。

(3)～(5) (略)

を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアの指定とすること。

(3)～(5) (略)

新	旧
<p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u> ①定員40人以下の施設。 ②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p>

(1) (略)

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。
ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3 小規模グループケアまで指定できること。

①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。

②1 本体施設について、すでに2 小規模グループケアの指定を受けている施設。

③都道府県等が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。

なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、1 実施主体につき、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1 施設指定できること。ただし、1 実施主体において、施設種別を通じた総施設数が20 施設を超える場合は、必要に応じさらに1 施設指定できること。以下、同様に30 施設増える毎にさらに1 施設指定できること。

(3) ～ (5) (略)

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアの指定とすること。

(3) ～ (5) (略)

「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」の一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新

旧

別紙

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令_{労働省}第6号）の規定によるほか、この交要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業
- (2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業
- (5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業

別紙

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令_{労働省}第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月1日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の2に定める次の事業とする。

- (1) 都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (3) 都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (4) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業
- (5) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業

て」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3の(5)以外の事業

ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)

(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(5)の事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、●千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める

プログラム策定等事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3の(5)以外の事業

ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)

(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(5)の事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める

期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。
この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業
市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれをとりまとめるうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 上記(1)以外の事業
別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に依り、毎年度別に定める日までに行うものとする。

期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。
この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業
市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれをとりまとめるうえ、毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 上記(1)以外の事業
別紙様式第3による申請書を毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に依り、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(5の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,736,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 8,037,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 9,337,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</p> <p>ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 3,911,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 4,324,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,082,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり 6,736,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり 3,359,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,084,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

新

旧

母子家庭等日常生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 事務費分

1か所当たり 1,204,000円

2 派遣手当分

(1)子育て支援

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)

なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。

(ア)児童1人の場合

740円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

740円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

740円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

740円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合

740円×延活動単位数×3

イ 講習会会場等

1,110円×延活動単位数

ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。

(ア)児童1人の場合

920円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

920円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

920円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

920円×延活動単位数×2.5

母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合

2/3

母子家庭等日常生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 事務費分

1か所当たり 1,204,000円

2 派遣手当分

(1)子育て支援

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)

なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。

(ア)児童1人の場合

740円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

740円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

740円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

740円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合

740円×延活動単位数×3

イ 講習会会場等

1,110円×延活動単位数

ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。

(ア)児童1人の場合

920円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

920円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

920円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

920円×延活動単位数×2.5

母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合

2/3

新

旧

<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>	<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>
--	--

新

旧

ひとり親家庭生活支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円</p> <p>2 生活支援講習会事業 162,000円×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数</p> <p>4 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円</p>	ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/2	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3	ひとり親家庭生活支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 生活支援講習会 198,000円×講座開催回数</p> <p>2 健康支援事業 1か所当たり 934,000円</p> <p>3 土日・夜間電話相談事業 1か所当たり 2,612,000円</p> <p>4 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数</p> <p>5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円</p>	ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/2	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3
母子家庭自立支援給付金事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)</p>	母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4		母子家庭自立支援給付金事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下) なお、教育訓練開始日が平成19年9月以前の場合 教育訓練経費の40%相当額 (8,001円以上200,000円以下)</p>	母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4	

2 高等技能訓練促進費等事業
 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)

ア 平成19年度以前に修業を開始した者
 141,000円×支給延月数

イ 平成20年度以後に修業を開始した者

(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者
 141,000円×支給延月数

(イ) 市町村民税課税世帯に属する者
 70,500円×支給延月数

(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)

ア 市町村民税非課税世帯に属する者
 50,000円×支給件数

イ ア以外の者
 25,000円×支給件数

母子自立支援プログラム策定等事業

次により算出した額の合計額

1 母子自立支援プログラム策定事業
 1プログラム当たり 20,000円

2 就職準備支援コース事業
 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)

母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費

10/10

2 高等技能訓練促進費等事業
 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)

ア 平成21年5月以前の月分に係る支給

(ア) 平成19年度以前に修業を開始した者
 103,000円×支給延月数

(イ) 平成20年度以後に修業を開始した者

a 市町村民税非課税世帯に属する者
 103,000円×支給延月数

b 市町村民税課税世帯に属する者
 51,500円×支給延月数

イ 平成21年6月以後の月分に係る支給

(ア) 平成19年度以前に修業を開始した者
 141,000円×支給延月数

(イ) 平成20年度以後に修業を開始した者

a 市町村民税非課税世帯に属する者
 141,000円×支給延月数

b 市町村民税課税世帯に属する者
 70,500円×支給延月数

(2) 入学支援修了一時金(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)

ア 市町村民税非課税世帯に属する者
 50,000円×支給件数

イ ア以外の者
 25,000円×支給件数

母子自立支援プログラム策定等事業

次により算出した額の合計額

1 母子自立支援プログラム策定事業
 1プログラム当たり 20,000円

2 就職準備支援コース事業
 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)

母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費

10/10

別紙様式第1

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額		歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

旧

別紙様式第1

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額		歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

新

新	旧
<p>別紙様式第2</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円</p> <p style="padding-left: 20px;">母子家庭等就業・自立支援事業（一般市等就業・支援自立支援事業）</p> <p style="padding-left: 40px;">金 円</p> <p style="padding-left: 20px;">母子家庭自立支援給付金事業 金 円</p> <p style="padding-left: 20px;">母子自立支援プログラム策定等事業 金 円</p> <p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）</p> <p>3 <u>母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）</u></p> <p>（添付書類）</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p>	<p>別紙様式第2</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円</p> <p style="padding-left: 20px;">母子家庭等就業・自立支援事業（一般市等就業・支援自立支援事業）</p> <p style="padding-left: 40px;">金 円</p> <p style="padding-left: 20px;">母子家庭自立支援給付金事業 金 円</p> <p style="padding-left: 20px;">母子自立支援プログラム策定等事業 金 円</p> <p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）</p> <p>3 <u>母子家庭等対策総合支援事業計画書（平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第4による事業計画書）</u></p> <p>（添付書類）</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p>

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調査

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金 その他の収入予定額		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準による 算定額	遡定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
			A	B						
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2
	母子家庭自立支援給付金事業									3/4
	母子自立支援プログラム策定等事業									10/10
合 計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調査

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金 その他の収入予定額		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準による 算定額	遡定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
			A	B						
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2
	母子家庭自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業									3/4
	母子家庭自立支援給付金事業 高等技能訓練促進費等事業									3/4
	母子自立支援プログラム策定等事業									10/10
合 計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

新

新

旧

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

○事業内容

1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業	
養育費専門相談員の配置	

※地域の実情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。
 ※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1自治体当たり2,000,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業		5 母子家庭等地域生活支援事業	
合計額	円	合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

新

旧

(別表2-②)

(2) 母子家庭自立支援給付金事業

○事業内容

事業名	支給件数等	
1. 自立支援教育訓練給付金事業	支給件数	
2. 高等技術訓練促進費等事業		
(1) 高等技術訓練促進費	支給件数(案件数)	支給延件数(延月数)
(2) 入学支援除了一時金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技術訓練促進費等事業		2. 高等技術訓練促進費等事業	
(1) 高等技術訓練促進費		(1) 高等技術訓練促進費	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×(支給延月数) イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×(支給延月数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×(支給延月数)
(2) 入学支援除了一時金		(2) 入学支援除了一時金	(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

新

旧

(別表2-③)

(3)母子自立支援プログラム策定等事業

○事業内容

事業名	支給件数等
1. 母子自立支援プログラム策定	プログラム策定件数 性
うち面接2回以上のもの	性
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	
2. 就職準備支援コース事業	支援実人員 △
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 母子自立支援プログラム策定等事業		1. 母子自立支援プログラム策定等事業	20,000円×(プログラム策定件数)
2. 就職準備支援コース事業		2. 就職準備支援コース事業	30,000円×(支援延月数) ※1人につき3月上限
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費支出額については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、費用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

新	旧
<p>別紙様式第 3 番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円 2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1） 3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表2） 4 <u>母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表3）</u></p> <p>（添付書類） （1）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。） （2）その他参考となる資料</p>	<p>別紙様式第 3 番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円 2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1） 3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表2） 4 <u>母子家庭等対策総合支援事業計画書（平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第4による事業計画書）</u></p> <p>（添付書類） （1）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。） （2）その他参考となる資料</p>

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額		差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	差定額	費用負担基準による徴収予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
			A	B								C
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等対策・自立支援事業 (母子家庭等対策・自立支援センター事業)										1/2	
	母子家庭等日常生活支援事業	都道府県指定都市中核市分								※1	※2	
		市町村分										1/2
	ひとり親家庭生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									※3	※4
		市町村分										3/4
	母子家庭自立支援給付金事業											10/10
母子自立支援プログラム策定等事業												
合 計												

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)について以下2~7に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等対策・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の間接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第2の別表1に記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める算定額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、平成15年6月18日雇児福祉第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長官庁等・児童家庭局長官庁等・児童家庭局長官庁等長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2のD及びEの「※1~※4」の金額を記入すること。

旧

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額		差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	差定額	費用負担基準による徴収予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
			A	B								C
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等対策・自立支援事業 (母子家庭等対策・自立支援センター事業)										1/2	
	母子家庭等日常生活支援事業	都道府県指定都市中核市分								※1	※2	
		市町村分										1/2
	ひとり親家庭生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									※3	※4
		市町村分										3/4
	母子家庭自立支援給付金事業											3/4
母子自立支援プログラム策定等事業											10/10	
合 計												

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)について以下2~7に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等対策・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の間接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第2の別表1に記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める算定額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、平成15年6月18日雇児福祉第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長官庁等・児童家庭局長官庁等長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2のD及びEの「※1~※4」の金額を記入すること。

新

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	比率等費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	差引額	費用負担基準による徴収予定額	差引額(F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児補発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	比率等費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	差引額	費用負担基準による徴収予定額	差引額(F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児補発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

新

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
	A	B								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
	A	B								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

新

(別表3-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

①母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)

○事業内容

1 就業支援事業			
2 就業支援講習会等事業			
3 就業情報提供事業			
4 在宅就業推進事業			
5 母子家庭等地域生活支援事業事業			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;">養育費専門相談員の配置</td> </tr> </table>		養育費専門相談員の配置	
	養育費専門相談員の配置		
6 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業			

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出予定額		経費区分	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 6,736,000円 イ 週6日実施の場合 8,037,000円 ウ 週7日実施の場合 9,337,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	1センター当たり 8,541,000円
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	1センター当たり 2,575,000円
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	1センター当たり 2,000,000円
5 母子家庭等地域生活支援事業		5 母子家庭等地域生活支援事業	1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 3,497,000円 イ 週6日実施の場合 3,911,000円 ウ 週7日実施の場合 4,324,000円
6 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業		6 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業	1ブロック当たり 1,082,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、貸金、旅費、雑用費、役員費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-②)

②母子家庭等日常生活支援事業

都道府県・市町村名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別表に作成すること。

区分	家庭生活支援員派遣家庭件数	家庭生活支援員派遣延べ回数
社会的事由を理由とする世帯		
自立促進に必要な事由を理由とする世帯		
生活困窮が顕著し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯		
合計件数	件	回

○経費

対象経費支出予定額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
		1 事務費	1が所当たり 1,204,000円
		2 派遣手当 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間 イ 講習会会場費 ウ 早朝、深夜等 エ 宿泊分 オ 移動時間 (2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間 イ 早朝、深夜等 ウ 移動時間	
合計額	円	合計額	円

(注1)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、通信費、業務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(注2)基準額については、各々の区分ごとに計算式に基づき詳細に記載すること。

新

旧

(別表3-③)

③ひとり親家庭生活支援事業

都道府県・市町村名: _____

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別表に作成すること。

○事業内容

事業名	事業内容
1 生活支援講習会	
2 健康支援事業	
3 土曜・夜間電話相談事業	
4 児童訪問援助事業	
5 ひとり親家庭情報交換事業	

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出予定額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 ひとり親家庭相談支援事業		1 ひとり親家庭相談支援事業	4,632,000円
2 生活支援講習会事業		2 生活支援講習会事業	162,000円×(開催開催回数)
3 児童訪問援助事業		4 児童訪問援助事業	○1回の訪問が1日の場合 7,660円×(訪問延回数) ○1回の訪問が半日の場合 4,910円×(訪問延回数)
4 ひとり親家庭情報交換事業		5 ひとり親家庭情報交換事業	213,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、雑用費、役員費等)ごとに積算内訳を記載すること。

新

旧

(別表3-④)

④母子家庭自立支援給付金事業

○事業内容

事業名	支給件数等	
1. 自立支援教育訓練給付金事業	支給件数	
2. 高等技能訓練促進費等事業	支給件数(実件数)	支給延件数(延月数)
(1) 高等技能訓練促進費		
(2) 入学支援廃止一時金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進費等事業		2. 高等技能訓練促進費等事業	
(1) 高等技能訓練促進費		(1) 高等技能訓練促進費	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×(支給延月数) イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×(支給延月数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×(支給延月数)
(2) 入学支援廃止一時金		(2) 入学支援廃止一時金	(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費実支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

新

旧

(別表3-⑤)

⑤母子自立支援プログラム策定等事業

○事業内容

事業名	支給件数等
1. 母子自立支援プログラム策定	件
プログラム策定件数	件
うち面接2回以上のもの	件
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	
2. 就職準備支援コース事業	人
支援実人員	人
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 母子自立支援プログラム策定等事業		1. 母子自立支援プログラム策定等事業	20,000円×(プログラム策定件数)
2. 就職準備支援コース事業		2. 就職準備支援コース事業	30,000円×(支援延月数) ※1人につき3月上限
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役員費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

新	旧
<p>別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1） 2 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）</p> <p>添付書類 （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。） （2） その他参考となる資料</p>	<p>別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1） 2 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）</p> <p>添付書類 （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。） （2） その他参考となる資料</p>

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(市町村名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入該額	差引過不足額(J-I)
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2		
	母子家庭自立支援給付金事業									3/4		
	母子自立支援プログラム策定等事業									10/10		
合計												

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(市町村名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入該額	差引過不足額(J-I)
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2		
	自立支援教育訓練給付金事業									3/4		
	母子家庭自立支援給付金事業									3/4		
	高等技能訓練促進費等事業									10/10		
母子自立支援プログラム策定等事業												
合計												

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

新

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

○事業内容

1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業	
養育費専門相談員の配置	

※地域の实情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。
※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別紙として添付すること。

○経費

対象経費支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1自治体当たり2,000,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業		5 母子家庭等地域生活支援事業	
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、賞金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

旧

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

○事業内容

1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業	
養育費専門相談員の配置	

※地域の实情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。
※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別紙として添付すること。

○経費

対象経費支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1自治体当たり2,000,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業		5 母子家庭等地域生活支援事業	
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、賞金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。
地域の实情に応じて、選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。

新

(別表2-②)

④母子家庭自立支援給付金事業

○事業内容

事業名	支給件数等	
	支給件数	
1 自立支援教育訓練給付金事業		
2. 高等技能訓練促進費等事業	支給件数(実件数)	支給延件数(延月数)
(1) 高等技能訓練促進費		
(2) 入学支援修了一時金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進費等事業		2. 高等技能訓練促進費等事業	
(1) 高等技能訓練促進費		(1) 高等技能訓練促進費	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×(支給延月数) イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×(支給延月数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×(支給延月数)
(2) 入学支援修了一時金		(2) 入学支援修了一時金	(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費実支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

旧

(別表2-②)

④母子家庭自立支援給付金事業

○事業内容

事業名	支給件数等	
	支給件数	
1 自立支援教育訓練給付金事業		
2. 高等技能訓練促進費等事業	支給件数(実件数)	支給延件数(延月数)
(1) 高等技能訓練促進費		
(2) 入学支援修了一時金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進費等事業		2. 高等技能訓練促進費等事業	
(1) 高等技能訓練促進費	平成21年 4~5月分	(1) 高等技能訓練促進費	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 103,000円×(支給延月数) イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 103,000円×(支給延月数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 51,500円×(支給延月数)
	平成21年 6月分~		ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×(支給延月数) イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×(支給延月数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×(支給延月数)
小計	円	小計	円
(2) 入学支援修了一時金		(2) 入学支援修了一時金	(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費実支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

新

(別表2-③)

(3)母子自立支援プログラム策定等事業

○事業内容

事業名	支給件数等	性
1. 母子自立支援プログラム策定	プログラム策定件数	性
	うち面接2回以上のもの	性
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	
2. 就職準備支援コース事業	支援表人員	△
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 母子自立支援プログラム策定等事業		1. 母子自立支援プログラム策定等事業	20,000円×(プログラム策定件数)
2. 就職準備支援コース事業		2. 就職準備支援コース事業	30,000円×(支援延月数) ※1人につき3月上限
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

旧

(別表2-③-(1))

(3)母子自立支援プログラム策定等事業

ア 母子自立支援プログラム策定事業

○事業内容

プログラム策定件数	件
うち面接2回以上	件
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば○○駅～○○駅まで往復○○円などと詳細に記載すること。

新

旧

(別表2-③-(2))

(削除)

イ 就職準備支援コース事業

○事業内容

支援表人員 (人)	主な事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	

円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

新	旧
<p>別紙様式第5</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1） 2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表2） 3 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表3） <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。） (2) その他参考となる資料 	<p>別紙様式第5</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1） 2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表2） 3 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表3） <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。） (2) その他参考となる資料

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(都道府県・指定都市・中核市名)

Table with 14 columns: 区分, 事業名, 総事業費, 寄付金その他の収入額, 差引額(A-B), 対象経費の算出額, 算定基準による算定額, 滞り額, 費用負担基準による徴収額, 国庫補助基本額, 国庫補助所要額, 国庫補助交付決定額, 国庫補助金受入済額, 差引過不足額(K-I). Rows include 母子家庭等対策総合支援事業, 母子家庭等日常生活支援事業, ひとり親家庭生活支援事業, 母子家庭自立支援給付金事業, 母子自立支援プログラム策定等事業.

(記載上の注意)

- 1 本表は、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)並びに都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)について以下2～7に基づき、記入すること。
2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、平成15年6月18日雇児補償第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長府社保長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。
5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2の①及び②の「※1～※4」の合計額を記入すること。

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(都道府県・指定都市・中核市名)

Table with 14 columns: 区分, 事業名, 総事業費, 寄付金その他の収入額, 差引額(A-B), 対象経費の算出額, 算定基準による算定額, 滞り額, 費用負担基準による徴収額, 国庫補助基本額, 国庫補助所要額, 国庫補助交付決定額, 国庫補助金受入済額, 差引過不足額(K-I). Rows include 母子家庭等対策総合支援事業, 母子家庭等日常生活支援事業, ひとり親家庭生活支援事業, 母子家庭自立支援給付金事業, 自立支援教育訓練給付金事業, 高専性能力開発推進事業, 母子自立支援プログラム策定等事業.

(記載上の注意)

- 1 本表は、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)並びに都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)について以下2～7に基づき、記入すること。
2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、平成15年6月18日雇児補償第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長府社保長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。
5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2の①及び②の「※1～※4」の合計額を記入すること。

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	遡定額	費用負担基準による徴収額	差引額 (F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児補発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	遡定額	費用負担基準による徴収額	差引額 (F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児補発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

新

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補 助額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補 助額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

①母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)

○事業内容

1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業	
	養育費専門相談員の配置
6 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支支出額		経費区分	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1センター当たり 6,736,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	1センター当たり 8,541,000円
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	1センター当たり 2,575,000円
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	1センター当たり 2,000,000円
5 母子家庭等地域生活支援事業		5 母子家庭等地域生活支援事業	1センター当たり 3,359,000円
6 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業		6 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業	1ブロック当たり 1,084,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、賞金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

①母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)

○事業内容

1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業	
	養育費専門相談員の配置
6 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分		経費区分	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1センター当たり 6,736,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	1センター当たり 8,541,000円
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	1センター当たり 2,575,000円
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	1センター当たり 2,000,000円
5 母子家庭等地域生活支援事業		5 母子家庭等地域生活支援事業	1センター当たり 3,359,000円
6 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業		6 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業	1ブロック当たり 1,084,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、賞金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

新

(別表3-②)

②母子家庭等日常生活支援事業

都道府県・市町村名: _____

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別業に作成すること。

区分	家庭生活支援員派遣家庭件数	家庭生活支援員派遣延べ回数
社会的事由を理由とする世帯		
自立促進に必要な事由を理由とする世帯		
生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯		
合計件数	件	回

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
		1 事務費	1か所当たり 1,204,000円
		2 派遣手当 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間 イ 講習会会場等 ウ 早朝、深夜等 エ 宿泊分 オ 移動時間	
		(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間 イ 早朝、深夜等 ウ 移動時間	
合計額	円	合計額	円

(注1)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。
(注2)基準額については、各々の区分ごとに計算式に基づき詳細に記載すること。

旧

(別表3-②)

②母子家庭等日常生活支援事業

都道府県・市町村名: _____

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別業に作成すること。

区分	家庭生活支援員派遣家庭件数	家庭生活支援員派遣延べ回数
社会的事由を理由とする世帯		
自立促進に必要な事由を理由とする世帯		
生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯		
合計件数	件	回

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
		1 事務費	1か所当たり 1,204,000円
		2 派遣手当 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間 イ 講習会会場等 ウ 早朝、深夜等 エ 宿泊分 オ 移動時間	
		(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間 イ 早朝、深夜等 ウ 移動時間	
合計額	円	合計額	円

(注1)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、
例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。
(注2)基準額については、各々の区分ごとに計算式に基づき詳細に記載すること。

新

(別表3-③)

③ひとり親家庭生活支援事業 都道府県・市町村名: _____

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別案に作成すること。

○事業内容

事業名	事業内容
1 生活支援講習会	
2 健康支援事業	
3 土日・夜間電話相談事業	
4 児童訪問援助事業	
5 ひとり親家庭情報交換事業	

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 生活支援講習会		1 生活支援講習会	198,000円×(講座開催回数)
2 健康支援事業		2 健康支援事業	934,000円
3 土日・夜間電話相談事業		3 土日・夜間電話相談事業	2,616,000円
4 児童訪問援助事業		4 児童訪問援助事業	○1回の訪問が1日の場合 7,480円×(訪問延回数) ○1回の訪問が半日の場合 4,820円×(訪問延回数)
5 ひとり親家庭情報交換事業		5 ひとり親家庭情報交換事業	213,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

旧

(別表3-③)

③ひとり親家庭生活支援事業 都道府県・市町村名: _____

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別案に作成すること。

○事業内容

事業名	事業内容
1 生活支援講習会	
2 健康支援事業	
3 土日・夜間電話相談事業	
4 児童訪問援助事業	
5 ひとり親家庭情報交換事業	

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 生活支援講習会		1 生活支援講習会	198,000円×(講座開催回数)
2 健康支援事業		2 健康支援事業	934,000円
3 土日・夜間電話相談事業		3 土日・夜間電話相談事業	2,616,000円
4 児童訪問援助事業		4 児童訪問援助事業	○1回の訪問が1日の場合 7,480円×(訪問延回数) ○1回の訪問が半日の場合 4,820円×(訪問延回数)
5 ひとり親家庭情報交換事業		5 ひとり親家庭情報交換事業	213,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費であれば○○円～○○円まで住居○○円など」と詳細に記載すること。

新

(別表3-④)

④母子家庭自立支援給付金事業

○事業内容

事業名	支給件数等	
	支給件数	
1 自立支援教育訓練給付金事業		
2. 高等技能訓練促進費等事業	支給件数(実件数)	支給延件数(延月数)
(1) 高等技能訓練促進費		
(2) 入学支援修了一時金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進費等事業		2. 高等技能訓練促進費等事業	
(1) 高等技能訓練促進費		(1) 高等技能訓練促進費	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×(支給延月数) イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア)市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×(支給延月数) (イ)市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×(支給延月数)
(2) 入学支援修了一時金		(2) 入学支援修了一時金	(ア)市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) (イ)市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

旧

(別表3-④)

④母子家庭自立支援給付金事業

○事業内容

事業名	支給件数等	
	支給件数	
1 自立支援教育訓練給付金事業		
2. 高等技能訓練促進費等事業	支給件数(実件数)	支給延件数(延月数)
(1) 高等技能訓練促進費		
(2) 入学支援修了一時金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進費等事業		2. 高等技能訓練促進費等事業	
(1) 高等技能訓練促進費	平成21年 4~5月分	(1) 高等技能訓練促進費	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 103,000円×(支給延月数) イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア)市町村民税非課税世帯に属する者 103,000円×(支給延月数) (イ)市町村民税課税世帯に属する者 51,500円×(支給延月数)
	平成21年 6月分~		ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×(支給延月数) イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア)市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×(支給延月数) (イ)市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×(支給延月数)
小計	円	小計	円
(2) 入学支援修了一時金		(2) 入学支援修了一時金	(ア)市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) (イ)市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

新

(別表3-⑤)

⑤母子自立支援プログラム策定等事業

○事業内容

事業名	支給件数等
1. 母子自立支援プログラム策定等事業	件
プログラム策定件数	件
うち面接2回以上のもの	件
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	
2. 就職準備支援コース事業	△
支援実人員	
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 母子自立支援プログラム策定等事業		1. 母子自立支援プログラム策定等事業	20,000円×(プログラム策定件数)
2. 就職準備支援コース事業		2. 就職準備支援コース事業	30,000円×(支援延月数) ※1人につき3月上限
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

旧

(別表3-⑤-(1))

⑤母子自立支援プログラム策定等事業

(1) 母子自立支援プログラム策定事業

○事業内容

プログラム策定件数	件
うち面接2回以上	件
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

新

旧

(削除)

(別表3-⑤-(2))

(2) 就職準備支援コース事業

○事業内容

支援要人員 (人)	主な事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

○母子家庭等就業・自立支援事業について（平成20年雇児発第0722003号）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0722003号 平成20年7月22日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0722003号 平成20年7月22日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く就業環境は厳しい状況にある。</p> <p>母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援を総合的に講ずる必要があり、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じた支援策を講ずることが重要となっている。また、父子家庭に対しても子育てや生活面など社会的支援が求められている状況にある。さらに、より身近な地域で支援が受けられる体制の整備が求められている。</p> <p>こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市並びに身近な市等において、個々の母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的にを行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の種類</p> <p>事業の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）</p> <p>(2) 一般市等就業・自立支援事業（以下「一般市等事業」という。）</p> <p>3 実施主体</p> <p>センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、市及び福祉事務所設置町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下「一般市等」という。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く就業環境は厳しい状況にある。</p> <p>母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援を総合的に講ずる必要があり、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じた支援策を講ずることが重要となっている。また、父子家庭に対しても子育てや生活面など社会的支援が求められている状況にある。さらに、より身近な地域で支援が受けられる体制の整備が求められている。</p> <p>こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市並びに身近な市等において、個々の母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的にを行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の種類</p> <p>事業の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）</p> <p>(2) 一般市等就業・自立支援事業（以下「一般市等事業」という。）</p> <p>3 実施主体</p> <p>センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、市及び福祉事務所設置町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下「一般市等」という。）とする。</p>

また、事業の実施に当たっては、都道府県等及び一般市等との共同実施も差し支えない。

なお、これら事業の全部又は一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等へ委託することができることとし、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。

4 対象者

対象者は、母子家庭の母等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）とする。なお、5-(1)ア、ウ、オの事業及び5-(2)アにより実施する就業支援事業、就業情報提供事業及び母子家庭等地域生活支援事業については父子家庭の父も対象とする。

5 事業の内容等

(1) センター事業

事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業及び母子家庭等地域生活支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。

ア 就業支援事業

(ア) 就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を運営する上での問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、管内の市町村に赴き、就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な相談支援を行うものとする。（(イ)及び(ウ)においても同様とする。）

a 就業相談は、母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業経営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。

b 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、母子家庭の母

また、事業の実施に当たっては、都道府県等及び一般市等との共同実施も差し支えない。

なお、これら事業の全部又は一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等へ委託することができることとし、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。

4 対象者

対象者は、母子家庭の母等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）とする。なお、5-(1)ア、ウ、オの事業及び5-(2)アにより実施する就業支援事業、就業情報提供事業及び母子家庭等地域生活支援事業については父子家庭の父も対象とする。

5 事業の内容等

(1) センター事業

事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業及び母子家庭等地域生活支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。

ア 就業支援事業

(ア) 就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を運営する上での問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、管内の市町村に赴き、就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な相談支援を行うものとする。（(イ)及び(ウ)においても同様とする。）

a 就業相談は、母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業経営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。

b 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、母子家庭の母

等の就業意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ公共職業安定所等が行う就業支援施策を活用することについて、公共職業安定所等へ繋げるなど、公共職業安定所等と連携を図ること。なお、就業に関する相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

- c 就業相談を実施するに当たり、職業紹介を併せて行うことができるよう許可等を受ける等することが望ましいこと。
- d 就業相談に応じた場合には、その内容・助言事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- e 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。
- f 託児コーナーの設置や平日夜間・土日祝日に相談に応じるほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

(イ) 就業促進活動

地域の企業等に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- a 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、母子家庭の母等に対する事業所等の理解を深めるため、母子家庭の母等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。

なお、実施に当たっては、地域企業等により組織される商工会議所等の協力を得る等、効果的・効率的な支援の実施に配慮すること。

- b 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるなど、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努めること。
- c その他、地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

(ウ) 相談関係者の活動支援等

効果的かつきめ細かな支援体制を確保するため、地域の母子家庭等への就業活動を支援する母子自立支援員など相談関係職員に対する情

等の就業意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ公共職業安定所等が行う就業支援施策を活用することについて、公共職業安定所等へ繋げるなど、公共職業安定所等と連携を図ること。なお、就業に関する相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

- c 就業相談を実施するに当たり、職業紹介を併せて行うことができるよう許可等を受ける等することが望ましいこと。
- d 就業相談に応じた場合には、その内容・助言事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- e 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。
- f 託児コーナーの設置や平日夜間・土日祝日に相談に応じるほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

(イ) 就業促進活動

地域の企業等に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- a 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、母子家庭の母等に対する事業所等の理解を深めるため、母子家庭の母等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。

なお、実施に当たっては、地域企業等により組織される商工会議所等の協力を得る等、効果的・効率的な支援の実施に配慮すること。

- b 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるなど、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努めること。
- c その他、地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

(ウ) 相談関係者の活動支援等

効果的かつきめ細かな支援体制を確保するため、地域の母子家庭等への就業活動を支援する母子自立支援員など相談関係職員に対する情

報提供や知識の普及など資質向上のための研修会（以下「地域研修会」という。）の開催、自立困難ケースへの生活支援について関係機関の職員との合同検討会議（以下「合同会議」という。）の開催、具体的・実践的な就業支援策に関する企画立案や地域の実情に応じた意見・情報交換等を行うためのブロック別合同研修会（以下「ブロック研修会」という。）の開催など、相談支援体制の整備等を図るものとし、その実施にあたっては次の事項に留意すること。

- a 地域研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、地元企業やキャリアカウンセラー等の専門家を活用して実施すること。
- b 相談に応じたケースの中には、就業支援のみでは自立を図ることができない様々な問題を複合的に抱えており、重層的な支援策を講じる必要のある場合があることから、こうしたケースへの対応を強化するため、就業関係、福祉関係、保健・医療関係職員などによる合同会議を必要に応じて開催し、共通理解と効果的な支援策について検討すること。
- c 合同会議において検討したケースについて、その結果や効果について合同会議に置いて評価を行い、事例集を作成すること。また、当該事例集については、研修会等で活用する等し、地域での支援に活かすこと。
- d ブロック研修会は、各ブロック別に実施し、各ブロック内のセンター職員や母子自立支援員等が参加するものとし、就業支援策に関する地域の実情に応じた事例検討や意見・情報交換等を行い、各センター事業における就業支援策の推進のために活用すること。

イ 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施にあたっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日に行う等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえ開催する他、次の事項に留意すること。

(ア) セミナーの実施

報提供や知識の普及など資質向上のための研修会（以下「地域研修会」という。）の開催、自立困難ケースへの生活支援について関係機関の職員との合同検討会議（以下「合同会議」という。）の開催、具体的・実践的な就業支援策に関する企画立案や地域の実情に応じた意見・情報交換等を行うためのブロック別合同研修会（以下「ブロック研修会」という。）の開催など、相談支援体制の整備等を図るものとし、その実施にあたっては次の事項に留意すること。

- a 地域研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、地元企業やキャリアカウンセラー等の専門家を活用して実施すること。
- b 相談に応じたケースの中には、就業支援のみでは自立を図ることができない様々な問題を複合的に抱えており、重層的な支援策を講じる必要のある場合があることから、こうしたケースへの対応を強化するため、就業関係、福祉関係、保健・医療関係職員などによる合同会議を必要に応じて開催し、共通理解と効果的な支援策について検討すること。
- c 合同会議において検討したケースについて、その結果や効果について合同会議に置いて評価を行い、事例集を作成すること。また、当該事例集については、研修会等で活用する等し、地域での支援に活かすこと。
- d ブロック研修会は、各ブロック別に実施し、各ブロック内のセンター職員や母子自立支援員等が参加するものとし、就業支援策に関する地域の実情に応じた事例検討や意見・情報交換等を行い、各センター事業における就業支援策の推進のために活用すること。

イ 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施にあたっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日に行う等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえ開催する他、次の事項に留意すること。

(ア) セミナーの実施

- a セミナー講師には、母子家庭の母等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。
- b セミナーの開催に当たっては、次の内容を必要に応じて実施すること。
- (a) 母子家庭の母等への支援策についての情報提供
 - (b) 働くことの意義と適性
 - (c) 就業に向けての生活環境のチェック
 - (d) 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度
 - (e) 企業の求める人材
 - (f) 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等）
 - (g) 体験談、意見交換
 - (h) 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

(イ) 講習会の実施

- a 講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。

- b 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。

(a) 受講旅費の内容

受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下「交通費」という。）及び受講諸費とすること。

(b) 支給対象者

受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。

i 原則として母子家庭の母等であって、配偶者のない女子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかった日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。

ii 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イ（4）

- a セミナー講師には、母子家庭の母等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。
- b セミナーの開催に当たっては、次の内容を必要に応じて実施すること。

(a) 母子家庭の母等への支援策についての情報提供

(b) 働くことの意義と適性

(c) 就業に向けての生活環境のチェック

(d) 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度

(e) 企業の求める人材

(f) 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等）

(g) 体験談、意見交換

(h) 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

(イ) 講習会の実施

- a 講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。

- b 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。

(a) 受講旅費の内容

受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下「交通費」という。）及び受講諸費とすること。

(b) 支給対象者

受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。

i 原則として母子家庭の母等であって、配偶者のない女子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかった日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。

ii 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イ（4）

により職業安定局長が定める額を超えない者であること。

(c) 支給額

交通費(経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)と受講諸費470円との合計額とすること。

(ウ) 託児サービスの実施

講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

- a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。
- d 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

ウ 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な情報提供等を行うものとする。

- (ア) 情報収集、提供に当たっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。
- (イ) 就業支援バンクの開設に当たっては、就業相談や講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。
- (ウ) 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な就業条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。

により職業安定局長が定める額を超えない者であること。

(c) 支給額

交通費(経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)と受講諸費470円との合計額とすること。

(ウ) 託児サービスの実施

講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

- a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。
- d 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

ウ 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な情報提供等を行うものとする。

- (ア) 情報収集、提供に当たっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。
- (イ) 就業支援バンクの開設に当たっては、就業相談や講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。
- (ウ) 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な就業条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。

(エ) 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。

なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。

(オ) 就業に関する情報誌を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。

(カ) 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用して就業中の母子家庭の母等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。

(キ) 収集した情報は、地域の母子・父子家庭への就業活動を支援する母子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習内容に反映させるなどの活用を図ること。

(ク) ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へ母子・父子家庭の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。

(ケ) インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。

(コ) 財団法人女性労働協会「女性と仕事の未来館ホームページ」において、労働条件等に関する電子メール相談を実施しているので、母子家庭の母等に対し適宜、情報提供を行うこと。

エ 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、在宅での就業を希望する者、在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する母子家庭の母同士の情報共有について資するためのサロン事業、在宅就業者として就業を開始してまもない時期において、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする事業など、在宅就業者等に必要な支援を行うこととする。

オ 母子家庭等地域生活支援事業

母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化

(エ) 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。

なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。

(オ) 就業に関する情報誌を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。

(カ) 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用して就業中の母子家庭の母等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。

(キ) 収集した情報は、地域の母子・父子家庭への就業活動を支援する母子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習内容に反映させるなどの活用を図ること。

(ク) ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へ母子・父子家庭の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。

(ケ) インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。

(コ) 財団法人女性労働協会「女性と仕事の未来館ホームページ」において、労働条件等に関する電子メール相談を実施しているので、母子家庭の母等に対し適宜、情報提供を行うこと。

エ 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、在宅での就業を希望する者、在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する母子家庭の母同士の情報共有について資するためのサロン事業、在宅就業者として就業を開始してまもない時期において、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする事業など、在宅就業者等に必要な支援を行うこととする。

オ 母子家庭等地域生活支援事業

母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化

する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。

さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。
- (イ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- (ウ) 事業実施に当たっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- (エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。
- (オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。
なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。
- (カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。
- (キ) 相談の実施に当たっては、平日夜間・土日祝日に相談を実施するほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。

さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。
- (イ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- (ウ) 事業実施に当たっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- (エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。
- (オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。
なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。
- (カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。

(2) 一般市等事業

一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母等が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業とし、その中から、地域の実情に応じ必要な事業を選択して実施することも差し支えない。

イ 都道府県等や近隣の市等と必要に応じ連携を図る、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。

6 関係機関との連携等

都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

7 国の補助

国は、都道府県等及び一般市等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一般市等事業

一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母等が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業とし、その中から、地域の実情に応じ必要な事業を選択して実施することも差し支えない。

イ 都道府県等や近隣の市等と必要に応じ連携を図る、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。

6 関係機関との連携等

都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

7 国の補助

国は、都道府県等及び一般市等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

○ひとり親家庭生活支援事業の実施について（平成15年6月18日雇児発第0618005号）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0618005号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 この事業は、母子家庭及び父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0618005号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 この事業は、母子家庭及び父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的</p>

にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ）又は市町村（特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。）とし、この事業の一部を母子福祉団体、NPO等（以下、「事業実施団体」という。）に委託することができる。

第3 事業の内容等

この事業は、次の1から4の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

1 ひとり親家庭相談支援事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は自身や児童の健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

そのような困難を解決し、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施するものとする。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 相談に応じる者（以下「相談員」という。）にはひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を選定すること。

イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。

また、必要がある場合には、本人の同意を得た上で、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに相談者について情報提供を行うこと。

なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

ウ 相談の実施にあたっては、相談者の来所による相談のほか、必要に応じて出張相談や訪問相談、電話相談などの方法も活用するほか、平日夜間や土日祝日においても相談に応じることのできる体制を整える等ひとり親家庭の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。

エ 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努める

にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ）又は市町村（特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。）とし、この事業の一部を母子福祉団体、NPO等（以下、「事業実施団体」という。）に委託することができる。

第3 事業の内容等

この事業は、次の1から5の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

こと。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。

オ 相談内容・助言等の内容をまとめた相談記録を作成・保管するなど効果的・効率的な実施に努めること。また、相談により得た情報の取扱については、機密保持の十分に配慮すること。

カ 必要に応じて相談を受けているひとり親家庭の児童を相談中に預かる託児サービスを実施すること。

(ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。

(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

2 生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するものとする。また、ひとり親家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

(1) 事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、ひとり親家庭等の生活指導等を行うために必要な、次の講習とする。

(ア) 児童のしつけ・育児に関する講習

(イ) 養育費の取得手続に関する講習

(ウ) 健康づくりに関する講習

(エ) その他、地域において必要と認める講習

イ 生活相談

(ア) 各種講習終了後、1のひとり親家庭相談支援事業の相談員等を活用し、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。

(イ) 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子自立支援等関係者に情報提供しておくこと。

ウ 託児サービス

必要に応じて生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

1 生活支援講習会等事業

母子家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子家庭等の相談に応じるものとする。また、母子家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

(1) 事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、母子家庭等の生活指導等を行うために必要な、次の講習とする。

(ア) 児童のしつけ・育児に関する講習

(イ) 養育費の取得手続に関する講習

(ウ) 健康づくりに関する講習

(エ) その他、地域において必要と認める講習

イ 生活相談

(ア) 各種講習終了後、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。

(イ) 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子自立支援等関係者に情報提供しておくこと。

ウ 託児サービス

必要に応じて生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の親が扶養している児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

生活指導、相談を希望する母子家庭等であって、生活支援講習会の受講

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

- (ア) (1)の「ア」に掲げる各講習会ごとに年2回以上実施すること。
 (イ) 講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められるものとする。

イ 生活相談

- (ア) 生活相談に応じる者は、生活支援講習会の講習内容に関し知識・経験を有し、適切な助言・指導をできる者を選択すること。
 (イ) 生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切な助言を行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。
 (ウ) 生活相談により得た情報の取扱いについては、機密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

- (ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。
 (イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
 (ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。
 (エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

(削除)

及び相談によって、生活の安定を図ることが見込まれると実施主体が認めた者とする。

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

- (ア) (1)の「ア」に掲げる各講習会ごとに年2回以上実施すること。
 (イ) 講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められるものとする。

イ 生活相談

- (ア) 生活相談に応じる者は、生活支援講習会の講習内容に関し知識・経験を有し、適切な助言・指導をできる者を選択すること。
 (イ) 生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切なアドバイスをを行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。
 (ウ) 生活相談の内容は、機密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

- (ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
 (イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
 (ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。
 (エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

2 健康支援事業

(1) 事業内容

母子家庭等については、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難状況にある。こうした負担等が要因となり体調をくずし、生活に困難が生じたり、親子関係に問題が生じるなど精神面の負担・不安が健康面や家族関係に影響し、自立を困難にしていることから、これらの者に対して精神面、身体面の健康管理に必要な助言・指導及び家族関係の調整を行うものである。

(2) 対象者

生活支援講習会の際に精神的、身体的な健康問題について相談した母子家庭等であって、継続的な支援が必要と認められる者とする。

(3) 実施方法等

ア 健康相談に応じる者（以下、「健康相談員」という。）には健康管理等に適切な助言、指導ができる者を選定すること。

イ 健康相談員は、対象者の居宅を個別に訪問し、適切なアドバイスをするとともに、集団指導を行うこと。また、必要に応じて医療機関等関係機関に連絡を取るなど必要な措置をとること。

ウ 健康相談員は、次の事項に留意し、指導等にあたること。

- (ア) 親子の愛着や情緒的な安定、生活の変遷、特有の習慣等を理解した上で、親子の健康状態の把握及び児童の成長・発達のアセスメントを

(削除)

3 児童訪問援助事業(1) 事業内容

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤の緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

行い、健康に留意した働き方の指導、健全な親子関係を育成するための助言など、より健康な生活の維持・継続のために必要な指導を行うこと。

(イ) 相談者本人又は児童の疾病等と生活との関係等について、問題点を認識させ、自己理解を深めるとともに、生活の場において工夫できる内容やそのための取組について具体的に助言すること。

(ウ) 地域内の各種サービスや制度の概要等の情報を収集、整理するとともに、必要に応じてこれらの情報を提供すること。

エ 健康相談員は、相談に応じた場合にはその内容・指示事項等を記載した記録を作成しておくこと。

オ 健康相談員は、相談内容について秘密保持に十分に配慮すること。

3 土日・夜間電話相談事業(1) 事業内容

母子家庭等は、平日や日中などに就業や子育てを抱えているうえ、相談相手を選ぶのに困難な面があることから、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施する。

(2) 対象者

母子家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 相談内容は以下の内容とする。

(ア) 生活一般に関する相談

(イ) 児童のしつけ、育児等に関する相談

(ウ) 養育費に関する相談

イ 電話相談員には、母子家庭等の相談に対して適切な助言・指導をすることができる者を選定すること。

ウ 母子福祉センター等を利用し、平日夜間及び休日に母子家庭等からの相談に対して電話相談に応ずること。

エ 相談者の利便のために、留守番電話装置月の専用電話を設置することが望ましいこと。

オ 相談内容等については、母子家庭等の悩み事等について行うが、より専門的な相談等については、適切な相談機関を斡旋し、円滑な相談指導を行うこと。

カ 電話相談員は、相談日誌等を設け、相談内容の要点を記録し、効果的な実施に努めること。

キ 相談内容については、秘密保持に十分に配慮すること。

4 児童訪問援助事業(1) 事業内容

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤の緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

そこで、ひとり親家庭野路道が気軽に相談することのできる大学生等(以下、「児童訪問援助員(ホームフレンド)」という。)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う。

(2) 対象者

ひとり親家庭の児童を対象とする。

(3) 実施方法等

ア 派遣対象家庭名簿の作成等

(ア) 本事業の実施にあたっては、派遣を希望するひとり親家庭の申請によりあらかじめ派遣対象家庭名簿を作成しておくこと。

(イ) また、派遣対象家庭名簿の適正な管理等に努めること。

イ 児童訪問援助員(ホームフレンド)の登録等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)には、ひとり親家庭の児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者を選定し、登録すること。

(イ) 派遣対象家庭名簿に登載されている家庭から児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣の申し出があった場合には、登録された児童訪問援助員(ホームフレンド)の中から適当な者をその家庭に派遣すること。

(ウ) 当該児童訪問援助員(ホームフレンド)に対し、派遣先の家庭の状況など必要な説明を行った上で、派遣すること。

ウ 実施方法等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は、児童のよき理解者として児童に接し、相談に応じるとともに、生活面での指導を行うこと。

(イ) 派遣は、1日又は半日を単位とし、1回の派遣に要する時間は、それぞれ、概ね8時間又は4時間以内とすること。

(ウ) 派遣日数は、当該児童の状況を勘案して決定すること。

(エ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は活動状況について派遣のつど事業実施団体に報告すること。

(オ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)その他この事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。

(カ) 事業実施団体は、児童を担当している児童訪問援助員(ホームフレンド)に対して指導・監督を行うとともに、専門機関の協力を求め、必要な助言を行うこと。

4 ひとり親家庭情報交換事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が乏しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものである。

(2) 対象者

そこで、ひとり親家庭野路道が気軽に相談することのできる大学生等(以下、「児童訪問援助員(ホームフレンド)」という。)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う。

(2) 対象者

ひとり親家庭の児童を対象とする。

(3) 実施方法等

ア 派遣対象家庭名簿の作成等

(ア) 本事業の実施にあたっては、派遣を希望するひとり親家庭の申請によりあらかじめ派遣対象家庭名簿を作成しておくこと。

(イ) また、派遣対象家庭名簿の適正な管理等に努めること。

イ 児童訪問援助員(ホームフレンド)の登録等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)には、ひとり親家庭の児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者を選定し、登録すること。

(イ) 派遣対象家庭名簿に登載されている家庭から児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣の申し出があった場合には、登録された児童訪問援助員(ホームフレンド)の中から適当な者をその家庭に派遣すること。

(ウ) 当該児童訪問援助員(ホームフレンド)に対し、派遣先の家庭の状況など必要な説明を行った上で、派遣すること。

ウ 実施方法等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は、児童のよき理解者として児童に接し、相談に応じるとともに、生活面での指導を行うこと。

(イ) 派遣は、1日又は半日を単位とし、1回の派遣に要する時間は、それぞれ、概ね8時間又は4時間以内とすること。

(ウ) 派遣日数は、当該児童の状況を勘案して決定すること。

(エ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は活動状況について派遣のつど事業実施団体に報告すること。

(オ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)その他この事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。

(カ) 事業実施団体は、児童を担当している児童訪問援助員(ホームフレンド)に対して指導・監督を行うとともに、専門機関の協力を求め、必要な助言を行うこと。

5 ひとり親家庭情報交換事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が乏しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものである。

(2) 対象者

ひとり親家庭の親を対象とする。

(3)実施方法等

ア 事業実施団体は、事業の実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。

イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。

(ア) 個人の課題の把握と解決に向けた力量形成

(イ) 自己実現のための自己変革への意欲の高揚

(ウ) 良好な人間関係の形成への支援

(エ) 個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援

ウ この事業は、児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。

エ この事業は、年6回程度開催すること。

第4 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

第5 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。

ひとり親家庭の親を対象とする。

(3)実施方法等

ア 事業実施団体は、事業の実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。

イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。

(ア) 個人の課題の把握と解決に向けた力量形成

(イ) 自己実現のための自己変革への意欲の高揚

(ウ) 良好な人間関係の形成への支援

(エ) 個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援

ウ この事業は、児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。

エ この事業は、年6回程度開催すること。

第4 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、母子家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

第5 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。

(案)

雇児発※※※※第※号

平成 22 年※月※※日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護施設における人身取引被害者に対する支援体制の確保について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、婦人保護施設において、通訳者・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等へ依頼した場合における当該経費や人身取引被害者（以下「被害者」という。）に係る医療費を支弁した場合における当該経費について国から予算の範囲内で補助を行うことにより、被害者の適切な支援を確保することとし、次のとおり実施方法を定め、平成 22 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

1 趣旨

被害者の保護については、これまでも婦人相談所における一時保護において対応して来たところであるが、保護期間が中長期化するケースに対して適切に対応し、被害者の心身の安定・回復を図ることができるように、婦人保護施設においても保護を実施することが求められている。このため、婦人保護施設において、通訳者・ケースワーカーを確保すること、また、被害者のニーズに応じて必要な医療を受けることにより、婦人保護施設における被害者への支援体制を確保することとする。

2 支援内容

(1) 通訳者・ケースワーカーの確保

被害者の状況や要望等に対応し、適切な支援を実施するため、通訳者・ケースワーカーの派遣を外国人支援に実績のある民間団体等へ依頼する。

① 通訳者

次のア～ウの条件をできるだけ満たす者とする。

ア 被害者の母語に精通し、かつ、人身取引に関する知識を有する者

イ 人身取引被害者への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員等

ウ 加害者と関係しない者

② ケースワーカー

次のア～ウの条件をできるだけ満たす者とする。

- ア 被害者の自国の生活様式、社会保障等に精通し、かつ、人身取引に関する知識を有する者
- イ 人身取引被害者への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員等
- ウ 加害者と関係しない者

(2) 医療の受診等

被害者の状況や要望等に対応し、そのニーズを踏まえ、他法他制度が利用できない場合に医療機関における診察、検査、治療又は診断書の発行等の必要な医療を受けさせること。

3 運営の留意点等

- (1) 本支援事業の実施に当たっては、外国人支援に実績のある国際機関、民間団体、国際交流協会等関係機関と連携を密に図ること。
- (2) 本支援事業において、加害者側へ被害者の居所等の情報が漏洩することがないよう個人情報の取扱いには十分留意すること。

4 経費

この通訳者・ケースワーカーの確保や医療費の支弁に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。